

## 建設工事等競争入札事務の取扱いの運用についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第4の2関係</p> <p>第4の2第1項第2号に掲げる建設工事の予定価格の事前公表は、入札・契約手続の透明性の向上を図る観点から、請負対応額<u>5,000</u>万円未満の建設工事のうち事前公表することにより以後の発注に支障が生ずるおそれのあるものを除くすべての工事について施行するものとする。</p>	<p>第4の2関係</p> <p>第4の2第1項第2号に掲げる建設工事の予定価格の事前公表は、入札・契約手続の透明性の向上を図る観点から、請負対応額<u>4,000</u>万円未満の建設工事のうち事前公表することにより以後の発注に支障が生ずるおそれのあるものを除くすべての工事について施行するものとする。</p>

### 附 則

- 1 この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。